(四) 制限の対象とする占用物件　新たに地上に設ける電柱（占用の制限の開始の期日より前に占用を認められた電柱の更新又は移設によるものを除く。）

ただし、電柱を地上に設けるやむを得ない事情があり、当該道路の敷地外に直ちに用地を確保することができないと認められる場合は、この限りでない。

(五) 占用を制限する理由　緊急輸送道路の占用を制限することにより、災害が発生した場合における被害の拡大を防止するため。

(六) 占用の制限の開始の期日　平成二十九年一月六日

(七) 図面縦覧場所　北海道開発局及び同局網走開発建設部

**○北海道開発局告示第二号**

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第三十七条第一項の規定に基づき、道路の占用を制限する区域を指定することとしたので、同条第三項の規定に基づき次のとおり公示する。

その関係図面は、平成二十九年一月六日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十九年一月六日　北海道開発局長　今　日出人

(一) 道路の種類　一般国道

(二) 路線名　三百三十三号

(三) 占用を制限する区域　北海道紋別郡遠軽町野上九六番から同町野上一〇八番一まで

(四) 制限の対象とする占用物件　新たに地上に設ける電柱（占用の制限の開始の期日より前に占用を認められた電柱の更新又は移設によるものを除く。）

ただし、電柱を地上に設けるやむを得ない事情があり、当該道路の敷地外に直ちに用地を確保することができないと認められる場合は、この限りでない。

(五) 占用を制限する理由　緊急輸送道路の占用を制限することにより、災害が発生した場合における被害の拡大を防止するため。

(六) 占用の制限の開始の期日　平成二十九年一月六日

(七) 図面縦覧場所　北海道開発局及び同局網走開発建設部

**○北海道開発局告示第三号**

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十九年一月六日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十九年一月六日　北海道開発局長　今　日出人

(一) 道路の種類　一般国道

(二) 路線名　四十号

(三) 道路の区域

| 区間 | 変更前後別 | 敷地の幅員 | 延長 |
|---|---|---|---|
| 北海道上川郡和寒町字塩狩二六一番三地内 | 前 | 四〇・二〇～五八・三八 | 〇〇・〇四三 |
| | 後 | 三八・四六～四〇・二〇 | 〇・〇四三 |

（メートル　キロメートル）

(四) 図面縦覧場所　北海道開発局及び同局旭川開発建設部

**○北海道開発局告示第四号**

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十九年一月六日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十九年一月六日　北海道開発局長　今　日出人

(一) 道路の種類　一般国道

(二) 路線名　二百三十二号

(三) 道路の区域

| 区間 | 変更前後別 | 敷地の幅員 | 延長 |
|---|---|---|---|
| 北海道天塩郡遠別町字歌越五四番一から同道苫前郡初山別村字共成三四番三地先まで | 前 | 二二・一四～八五・三一 | 〇〇・二四八 |
| | 後 | 二二・一四～七七・三七 | 〇〇・二四八 |

（メートル　キロメートル）

(四) 図面縦覧場所　北海道開発局及び同局留萌開発建設部

**○北海道開発局告示第五号**

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十九年一月六日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十九年一月六日　北海道開発局長　今　日出人

(一) 道路の種類　一般国道

(二) 路線名　四百五十号

(三) 道路の区域

| 区間 | 変更前後別 | 敷地の幅員 | 延長 |
|---|---|---|---|
| 北海道紋別郡遠軽町丸瀬布新町四六六番一地先から同町丸瀬布新町四六三番二地先まで | 前 | 二四・〇〇～二四・〇〇 | 〇〇・〇六五 |
| | 後 | 八七・〇〇～八二・七〇 | 〇〇・〇六五 |
| 北海道紋別郡遠軽町丸瀬布新町四二七番から同町丸瀬布新町四四一番一まで | 前 | 八七・八二～六一・九五 | 〇〇・一一九 |
| | 後 | 六一・九五～一〇〇・〇〇 | 〇〇・一一九 |
| 北海道紋別郡遠軽町丸瀬布新町三八六番二から同町丸瀬布新町三八四番一まで | 前 | 五五・六二～四八・三七 | 〇〇・〇三九 |
| | 後 | 五五・六五～五五・六五 | 〇〇・〇三九 |
| 北海道紋別郡遠軽町丸瀬布新町二六九番一から同町丸瀬布新町七五番一まで | 前 | 六五・六九～七一・〇〇 | 〇〇・〇二五 |
| | 後 | 七一・〇〇～八九・〇二 | 〇〇・〇二五 |
| 北海道紋別郡遠軽町丸瀬布金山一五五番一地先内 | 前 | 二二・〇〇～二四・三六 | 〇〇・〇〇三 |
| | 後 | 二二・〇〇～二四・三六 | 〇〇・〇〇三 |
| 北海道紋別郡遠軽町若咲内三九七番三から同町若咲内四一七番一まで | 前 | 三七・七一～二九・二一 | 〇〇・四四三 |
| | 後 | 八二・六六～八二・六六 | 〇〇・四四三 |
| 北海道紋別郡遠軽町若咲内二三一番三から同町若咲内三二三番一まで | 前 | 六一・七九～四九・六〇 | 〇〇・二五一 |
| | 後 | 一〇〇・〇〇～一〇〇・〇〇 | 〇〇・二五一 |
| 北海道紋別郡遠軽町若咲内三四五番二地先から同町若咲内三四六番三まで | 前 | 六八・九五～四九・八〇 | 〇〇・二四 |
| | 後 | 七二・一七～七二・一七 | 〇〇・二四 |
| 北海道紋別郡遠軽町若咲内三六七番一から同町若咲内三七五番一まで | 前 | 五三・〇〇～四四・二五 | 〇〇・一五二 |
| | 後 | 七三・八八～七三・八八 | 〇〇・一五二 |
| 北海道紋別郡遠軽町瀬戸瀬西町一三三番二から同町瀬戸瀬西町一三五番一まで | 前 | 六六・二八～一五・一二 | 〇〇・〇六七 |
| | 後 | 八九・〇一～七六・四四 | 〇〇・〇六七 |
| 北海道紋別郡遠軽町瀬戸瀬東町九一番一地先から同町瀬戸瀬東町一〇八番一まで | 前 | 七一・五六～五九・七八 | 〇〇・〇七〇 |
| | 後 | 七八・八七～七八・八七 | 〇〇・〇七〇 |
| 北海道紋別郡遠軽町瀬戸瀬東町一一六番一地内 | 前 | 一三五・七五～一三五・七五 | 〇〇・〇一九 |
| | 後 | 一六七・七七～一六七・七七 | 〇〇・〇一九 |

（メートル　キロメートル）

(四) 図面縦覧場所　北海道開発局及び同局網走開発建設部